

改正

平成20年 3月31日告示第57号
平成21年 1月23日告示第 6号
平成22年 6月 9日告示第125号
平成23年 3月31日告示第49号
平成26年 3月31日告示第76号
平成30年11月20日告示第278号
平成31年 1月29日告示第18号
令和 3年 6月 4日告示第174号
令和 5年12月22日告示第285号

我孫子市福祉バス利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、我孫子市福祉バス（以下「福祉バス」という。）の効率的な運用を図るため、その利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 福祉バスの名称は、「おおばん号」とする。

(利用範囲)

第3条 福祉バスを利用することができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催する事業
- (2) 関係行政機関及び市からの委託事業を運営実施する法人又は施設が実施する事業で、市長が必要と認める事業
- (3) 災害対策等緊急を要するとき。
- (4) 市内に所在する特別支援学校の校外活動
- (5) 地域福祉の向上を目的とする市内の市民活動団体及び自治会、子ども会その他の公共的団体が実施し、かつ、奉仕活動、研修活動等の公益的活動（観光、遊興その他娯楽が主たる目的であると認められるものを除く。）に使用するとき。
- (6) 老人クラブ（我孫子市老人クラブ等助成金交付要綱（平成6年告示第48号）第2条

第1項に規定する老人クラブをいう。以下同じ。)及び65歳以上の者のみで構成された団体並びに障害者団体であって、団体の事業計画に基づき、相互交流、社会参加又は健康増進等のために行う事業

(運行時間等)

第4条 福祉バスの運行時間、運行期間、運行範囲、利用人数、運休日^は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

運行時間	午前8時30分から午後5時まで
運行期間	1回の利用につき1泊2日を限度とする。
運行範囲	福祉バスが通行可能な経路で1日につき250キロメートル以内。
利用人数	15人以上45人以下
運休日	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(予約)

第5条 福祉バスを利用しようとする者は、あらかじめ電話等により社会福祉課に予約するものとする。

2 利用団体(第3条第5号及び第6号に規定する範囲で福祉バスを利用する者をいう。以下同じ。)が初めて前項に規定する予約(以下この条において単に「予約」という。)をする場合は、次に掲げる書類を事前に市長に提出しなければならない。ただし、自治会が行う予約については、この限りでない。

- (1) 活動目的を記した書類
- (2) 年間の活動計画書
- (3) 氏名及び生年が記載された構成員の名簿

3 利用団体が予約をする場合は、利用しようとする日(以下「利用予定日」という。)の3月前の日の属する月の初日(その日が我孫子市の休日に関する条例(平成元年条例第21号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その直後の市の休日に当たらない日。以下「予約開始日」という。)から利用予定日の30日前までの間に行うものとする。

4 予約は、前項に規定する予約が可能な期間の午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。ただし、予約開始日の午前8時30分から午前9時までの間に行う予約は、1団体につき1年度に2回を限度とする。

5 予約の順位は、先着順による。ただし、予約開始日の午前8時30分から午前9時までの間に競合する2以上の予約の申込みがあった場合は、抽選によるものとする。

(申請)

第6条 前条第1項の規定により福祉バスの利用を予約した者は、利用予定日の30日前までに我孫子市福祉バス（おおばん号）利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、我孫子市福祉バス（おおばん号）運行計画書（様式第2号）及び我孫子市福祉バス（おおばん号）利用者名簿（様式第3号）を添付するものとする。この場合において、運行計画書提出後の運行経路の変更は、特別な事情がある場合を除き、認めないものとする。

3 市長は、申請内容について確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、資料の提出を求めることができる。

(決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、我孫子市福祉バス（おおばん号）利用決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、福祉バスの利用の決定をするときは、必要に応じ条件を付すことができるものとする。

(責任者の配置)

第8条 前条第1項の規定により福祉バスの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、責任者1人を定め、運転手の指示に従い安全運行の協力に努めなければならない。

(利用の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の決定を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業のための利用と認められるとき。
- (3) 市において災害その他緊急な用に利用する必要性が生じたとき。
- (4) 利用予定日の前日の午後5時までに利用者が15人に満たないことが判明したとき。
- (5) 利用予定日の道路状況、気象状況等を勘案した結果、福祉バスの安全な運行に支障があると認められたとき。

(6) その他運行上支障が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消す場合は、我孫子市福祉バス（おおばん号）利用決定取消通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用の決定を取り消し、又は利用の中止した場合において、利用者に損害が生じても、その賠償の責めは負わない。

（利用の制限）

第10条 宿泊を伴う利用は、1団体につき1年度当たり1回とする。

2 利用者のうち本市に住所を有する者が6割に満たないときは、利用することができない。ただし、第3条第2号に該当する場合は、この限りでない。

（実費負担）

第11条 利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 運行に要した燃料費（運行範囲が市外に及び、かつ、運行距離が50キロメートル以上の場合に限る。）
- (2) 有料道路通行料、有料駐車場使用料等の実費
- (3) 運転手の宿泊に係る費用（1日目の夕食及び2日目の朝食に係る費用を含む。）

（損害賠償）

第12条 利用者は、故意又は過失により福祉バスを損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（遵守事項）

第13条 利用者は、責任者及び運転手が乗車する者の安全、福祉バスの適切な使用又は安全な運行のために行う指示に従わなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 車内において、飲酒及び喫煙をすること。
- (2) 運行計画書に記載がない場所での停車を要求すること。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乗車する者の安全、福祉バスの安全な運行及び車内秩序の確保に支障を生じさせる行為又はそのおそれのある行為

3 利用者は、宿泊する場合は、運転手が宿泊する個室（利用者と異なる部屋に限る。）を手配しなければならない。

4 駐車場の手配並びに荷物の積込み及び積卸しは、利用者の責任において行わなければな

らない。

- 5 利用者は、福祉バスの利用を取りやめるときは、取りやめる事情が生じた後直ちに、社会福祉課にその旨を連絡しなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

附 則 (令和5年12月22日告示第285号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和6年1月4日から施行し、改正後の第5条第2項及び第6条1項の規定は、同年4月1日以後の福祉バスの利用について適用する。(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の我孫子市福祉バス利用規程の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。